くらし百科

㊐は問い合わせ先です

ご利用ください　高齢者福祉サービス

本市では、市民の皆さんが健康で生きがいを持ちながら安心して暮らせるように、さまざまな高齢者福祉サービスを実施しています。今月は、訪問理容サービスと寝具類等洗濯乾燥消毒サービスをご紹介します。

■訪問理容サービス事業

市から委託を受けた理容師による訪問理容サービスです。

●対象者　65歳以上の在宅者で、次のいずれかに該当する方

①要介護認定が要介護3以上の方

②一人暮らしまたは65歳以上の方のみの世帯の方で、一般の理容所が利用困難な方

●サービス内容　理容師が各家庭を訪問して理容サービスを実施します。市が理容師の訪問費用を負担し、理容料金は利用者負担となります。

●利用回数　3カ月に1回

●利用者負担　理容師が訪問した際に、理容料金の実費をお支払いください。

■寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

各家庭から布団や毛布などを回収し、丸洗いクリーニングしてお返しするサービスです。

●対象者　65歳以上の在宅者で、要介護認定が要介護3以上の方

●サービス内容　原則として1回当たり掛け布団・敷布団・毛布各1枚を業者が回収して、洗濯・乾燥・消毒を行います。

●利用回数　年2回（8月および2月の予定）。申し込みは随時受け付けます。

●利用者負担　毛布など1枚につき210円

■各サービスの申し込み方法

長寿課（市総合福祉センター内）または市庁舎1階市民課福祉窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入してご提出ください（印鑑をご持参ください）。

高齢者福祉サービス事業の詳細は、お問い合わせください。

㊐長寿課　☎22―1361

ご存じですか？　固定資産税・都市計画税の減額制度

平成20年中に、①～③の住宅（居住用部分が2分の1以上）の改修工事を行った場合、申告により平成21年度の固定資産税と都市計画税が減額されます。

該当する方は、1月30日（金）まで、税務課固定資産税係で申告を行ってください。

①住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、建築基準法に基づいた現行の耐震基準に適合する改修工事（工事費30万円以上のもの）を行った場合に、減額措置が受けられます。

●減額される税額および期間

改修した住宅の120㎡相当分までの固定資産税と都市計画税を3年間、2分の1減額します。

●申告に必要な書類

・住宅耐震改修減額申告書

・耐震基準に適合した工事であることの証明書

②住宅バリアフリー改修工事

平成19年1月1日以前に建てられた、賃貸住宅を除く住宅について、次に掲げる改修工事（補助金などを除く自己負担額が30万円以上の工事）を行った場合に、減額措置が受けられます。

●居住者要件

次のいずれかの方が申請時に居住していることが要件です。

・平成21年1月1日現在の年齢が65歳以上の方

・要介護認定または要支援認定を受けた方

・障害者の方

●対象となる改修工事

・廊下の拡幅

・階段のこう配緩和

・浴室またはトイレの改良

・手すりの取り付け

・床の段差解消

・引き戸への取り換え

・床表面の滑り止め化

●減額される税額および期間

平成21年度に限り、改修した住宅の100㎡相当分までの固定資産税と都市計画税の、3分の1を減額します。

※③の省エネ改修工事を同時に行った場合は、合わせて3分の2の減額を受けることができます。

●申告に必要な書類

・住宅バリアフリー改修工事減額申告書

・工事内容および費用を確認できるもの

・改修前後の写真

・補助金または給付金の決定通知書などの写し

・納税義務者の住民票の写し

・居住者要件を満たすことを証明する書類

③住宅省エネ改修工事

平成20年1月1日以前に建てられた、賃貸住宅を除く住宅について、現行の省エネ基準に適合する改修工事（工事費が30万円以上のもの）を行った場合に、減額措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

●対象となる改修工事

・窓の断熱改修工事（必須）

・窓の改修工事と併せて行う床、天井、壁のいずれかの断熱改修工事

●減額される税額および期間

平成21年度に限り、改修した住宅の120㎡相当分までの固定資産税と都市計画税の、3分の1を減額します。

※②のバリアフリー改修工事を同時に行った場合は、合わせて3分の2の減額を受けることができます。

●申告に必要な書類

・住宅熱損失防止（省エネ）改修減額申告書

・省エネ基準に適合した工事であることの証明書

・工事内容と費用を確認できるもの

㊐税務課　☎22―1313

償却資産の申告を忘れずに

㊐税務課　☎22―1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税対象になります。

このため、市内で事業を営む目的で、左表に例示した機械や器具、備品などの資産を所有している、または市内の事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在における所有状況を申告しなければなりません。特に、平成20年度の税制改正で減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されましたので、過去に申告いただいている資産であっても1品ごとに耐用年数変更の申告が必要になります。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。

なお、昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や足りない方、昨年新たに事業を始められた方は、お手数をお掛けしますがご連絡をお願いします。

●申告期限　2月2日（月）

●提出先　税務課固定資産税係

■償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
共通	駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、エアコン、看板、受変電・自家発電などの電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、広告設備、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業（事務所）	パソコン、コピー機、ロッカー、エアコン、応接セット、キャビネット、金庫など
不動産賃貸（アパートなど）、駐車場	自転車置き場、屋外灯、屋外の給排水ガス設備、駐車場用機械設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、そのほかの屋外設備など
小売店・飲食店	レジスター、自動販売機、ガスレンジなどの厨房用品、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列ケース、エアコン、看板、内装（テナントが施工したもの）など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、給油装置、洗車装置、屋外照明設備、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、ホイールバランサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザーやスイーパーなどの建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	サインポール、理美容いす、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、内装（テナントが施工したもの）など
病院	ベッド、手術台、X線装置などの医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装（テナントが施工したもの）など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、旋盤、プレス、圧縮機、舗装路面など
娯楽業	パチンコ台、スロット器、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	田植機、耕うん機、トラクター、コンバイン、乾燥機、サイロ、草刈り機、搾乳機など

農業委員会選挙人名簿の登録申請にご協力ください

農業委員会選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて、毎年1月1日現在で調製されます。

次の条件に該当する方は、平成21年1月1日現在の状況を「農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書」に記入・押印して1月9日（金）までに提出してください。

搭載申請書は、自治会長などの農業委員会協力員が12月下旬に配布し、1月上旬に回収します。期間内に申請書が届かない場合はお問い合わせください。

●選挙権を有する方　市内に住所を有する、平成元年4月1日までに生まれた満20歳以上の方で、次の要件を備える方

①10アール以上の農地について、耕作業務を営む方

②①の同居親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

③10アール以上の農地について耕作業務を営む農業生産法人の組合員・社員で、年間おおむね60日以上の耕作従事者

■選挙人名簿の縦覧について

●縦覧期間　2月23日（月）～3月9日（月）までの15日間（平日）

●場所　選挙管理委員会事務局

㊐農業委員会　☎22―1256

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」⑰

㊐生活環境課　☎22―1314

■市内に複数あるストックヤードをご紹介します

皆さん、各地区の公民館敷地内にストックヤードがあるのをご存じですか？　これは、紙類や缶類、びん類の物置として、収集日に関係なくその都度、資源ごみ袋に入れて出すことができるものです。

びん類については、ビールびんと一升びん（くもりガラスびんを除く）のみ回収していますので、きちんと分別した上で出してください。

また、紙類の雑紙も出せますので、燃やせるごみに混ぜることなく、できる限り分別して、資源として出していただきますよう、ご協力をお願いします。

●各地区公民館

・出せる日　月～金曜日

※祝日や振り替え休日を除きます。窓口で鍵を借りてください。

・時間　8時30分～17時

各地区公民館のほかに、中央公民館といきいきプラザにもストックヤードが設置されています。こちらにも紙類、びん類、缶類などの資源ごみ（プラスチック類を除く）を出すことができます。

また、びん類については色分けしてストックヤード内のコンテナに直接入れることができ、両施設とも日曜日に利用できるので大変便利です。

なお、びん、缶、ペットボトルは中身を空にし、水で洗ってから出してください。

出せる時間などは、次の通りそれぞれ異なります。ご確認の上、ご利用ください。

●中央公民館

・月～金曜日　8時30分～17時

※祝日と振り替え休日を除きます。

・日曜日　9時～12時

●いきいきプラザ

・月～金曜日　9時～16時

・日曜日　9時～12時

両施設とも、日曜日以外は窓口で鍵を借りてください。

※年末年始は、すべてのストックヤードがご利用いただけません。あらかじめご了承いただきますようお願いします。